

令和2年4月27日

新型コロナウイルスのさらなる感染拡大防止対応について

埼玉県におきましてはゴールデンウィーク中の外出自粛の強い要請が出ており、大場川マリーナ、芝川マリーナにおきましても、施設のご利用の皆様、マリーナに関係する皆様、およびマリーナスタッフの感染防止はもとより、一刻も早く新型コロナウイルス感染拡大防止に関する緊急事態を収拾し早期に正常な営業を再開させ皆様にご利用いただけるようにするため、以下の通りマリーナの利用サービスを変更させていただきましたのでお知らせいたします。

(サービス変更内容) 上下架、給油等の利用サービスのご提供 ⇒ 停止
(期間) 令和2年4月27日(月)～5月6日(水)

緊急事態の一刻も早い収拾に向けての皆様のご理解とご協力を引き続き宜しくお願い申し上げます。